

平成 30 年度放射性廃棄物海外総合情報調査

(Ⅱ) 国際機関情報調査等

仕 様 書

平成 30 年 10 月

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

－ 目 次 －

1. 総則.....	1
1.1 適用範囲.....	1
1.2 監理員.....	1
1.3 総括責任者.....	1
1.4 実施の方法及び工程.....	1
1.5 業務の促進.....	2
2. 業務概要.....	2
2.1 本業務の目的.....	2
2.2 納入先.....	2
2.3 センター監理員.....	2
2.4 担当箇所.....	2
2.5 実施期限.....	3
2.6 実施概要.....	3
2.7 提出図書類.....	3
2.8 実施内容.....	3
2.9 成果品.....	4
2.10 その他.....	5

1. 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「当センター」という）が実施する「平成 30 年度放射性廃棄物共通技術調査等事業（放射性廃棄物海外総合情報調査）（国庫債務負担行為に係るもの）」の一環として実施する「平成 30 年度放射性廃棄物海外総合情報調査（Ⅱ）国際機関情報調査等」（以下「本業務」という）に適用する。

1.2 監理員

当センターの監理員（以下「監理員」という）は、契約書及び仕様書等に記載する範囲内において本業務を適正かつ円滑に実施するため、請負人に対し次の事項を行うものとする。

- (1) 仕様書についての疑義の解明
- (2) 契約書、仕様書、実施計画書及び関係諸法規等に示されている内容に従い実施されていることの管理
- (3) 本業務の実施に必要な指示または助言
- (4) 関連箇所との必要な連絡並びに調整
- (5) 成果品の検査
- (6) 請負人からの提出図書類の受付処理
- (7) その他管理上必要な処理

1.3 総括責任者

1. 請負人は、業務の実施に当たり総括責任者をおくものとする。この場合、請負人はあらかじめその氏名、経歴などについて、監理員に書面により届け出るものとする。
2. 総括責任者が出張等で前項の管理を行うことが出来ない場合は、あらかじめその代行者を選任して監理員に届け出るものとする。

1.4 実施の方法及び工程

1. 請負人は、ISO9001 等適切な品質マネジメントの下で本業務を実施すること。
2. 請負人は、着手に先立ち実施の方法及び工程を明らかにした実施計画書を監理員に提出し、当センターの承認を受けるものとする。
3. 監理員は、次の各号に該当すると認めるときは、理由を明示して実施の方法又は工程等の変更を指示することがある。
 - (1) 当センター業務遂行に支障があると認められたとき
 - (2) 請負業務の成果に支障をきたすと認められたとき
 - (3) 業務遅延のおそれがあると認められたとき
 - (4) その他必要と認められたとき
4. 請負人は、第 2 項の実施の方法及び工程を変更する必要があるときは、遅滞なく監理員に届け出を行い当センターの承認を受けるものとする。

1.5 業務の促進

1. 請負人は、業務遅延のおそれがあると認めたときは、直ちにその詳細を当センター又は監理員に報告し、その指示を受け適切な措置をとるものとする。
2. 当センターは、業務遅延のおそれがあると認めたとき、又は請負人からの前項の報告を受けたときは、請負人に対し請負人の負担において、実施方法の変更、使用人又は作業員の増員を要求することができる。

2. 業務概要

2.1 本業務の目的

原子力発電を実施している国々においては、これまでの原子力発電の利用に伴って放射性廃棄物が発生しており、その処理処分が課題となっている。諸外国と同様、我が国でも、高レベル放射性廃棄物の地層処分や長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）をはじめとする低レベル放射性廃棄物の処理処分等について、国、処分実施主体、規制機関、その他関係機関の適切な役割分担の下で進めていくことが重要となっている。

これらの背景を踏まえ、平成30年度放射性廃棄物海外総合情報調査（Ⅱ）国際機関情報調査等では、国際的動向を踏まえた我が国の政策立案への反映を目的として、国際機関における放射性廃棄物に関する検討状況を取りまとめる。また、我が国の参照事例ともなる海外の実施主体等から提供された情報については、翻訳を実施し、それらを関係者間で参照・活用が可能な形態としてデータベースに収納する情報として整備する。

2.2 納入先

東京都中央区明石町6番4号 ニチレイ明石町ビル12階
公益財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター
技術情報調査プロジェクト

2.3 センター監理員

技術情報調査プロジェクト

チーフ・プロジェクト・マネジャー	佐原 聡
プロジェクト・マネジャー	佐原 聡
プロジェクト・リーダー	山本 啓太

2.4 担当箇所

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター
技術情報調査プロジェクト

2.5 実施期限

契約締結日より、平成 31 年 3 月 29 日までとする。

2.6 実施概要

平成 30 年度放射性廃棄物海外総合情報調査（Ⅱ）国際機関情報調査等では、高レベル放射性廃棄物を中心として、また重要度を勘案して低・中レベル放射性廃棄物について、国際機関における検討状況を取りまとめるとともに、新たな出版物等を対象として概要を取りまとめる。また、海外の実施主体等から提供される情報を翻訳し、データベースに収納する情報として整備する。

2.7 提出図書類

請負人は、当センターに下記の図書資料を提出するものとする。

図書・資料名	数量(部)	提出期限	備考
1. 実施計画書 ^{※1}	3	契約後すみやかに	A4 版
2. 品質マニュアル相当文書	1	契約後すみやかに	A4 版
3. 研究不正行為等防止策 ^{※2}	1	契約後すみやかに	A4 版
4. 災害時の緊急連絡先及び対応策 ^{※3}	1	契約後すみやかに	A4 版
5. 情報セキュリティ対策 ^{※4}	1	契約後すみやかに	A4 版
6. 報告書ドラフト ^{※5}	1	平成 31 年 1 月 15 日	A4 版ファイル綴じ
7. その他	1	必要の都度	監理員の指示による

※1 実施計画書には、総括責任者に関する情報についても記載すること。

※2 「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（経済産業省：平成 19 年 12 月 26 日）及び「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（経済産業省：平成 20 年 12 月 3 日）に基づく、適切な研究不正行為等防止策

※3 「災害時の緊急連絡先及び対応策」は、地震の発生等による災害時においても、当該業務の継続（重要業務を中断しないことや、中断しても可能な限り短期間で業務を再開すること）ができるようにするためのものである。

※4 「情報セキュリティ対策」については、「経済産業省情報セキュリティ対策基準」（平成 18 年 3 月 31 日）に等に則った適切な対策を講じること。

※5 報告書ドラフトの提出時には電子データも提出すること。

2.8 実施内容

上述した本業務の目的及び実施概要に基づき、具体的に下記業務を実施する。

2.8.1 国際機関の検討等動向調査

国際機関における動向調査として、以下の 4 つの国際機関を調査対象として、放射性廃棄物処分に関する近年の発行文書等の内容を整理し検討状況を取りまとめるとともに、新たな出版物等を対象として概要を取りまとめる。

(1) OECD 情報整備

経済協力開発機構(OECD)の原子力機関 (NEA) における放射性廃棄物処分に関する検討状況を取りまとめるとともに、関連文書の網羅性を確認しつつ、新たな出版物等を対象として概要を取りまとめる。

(2) ICRP 情報整備

国際放射線防護委員会 (ICRP) における放射性廃棄物処分に関する検討状況を取りまとめるとともに、関連文書の網羅性を確認しつつ、新たな出版物等を対象として概要を取りまとめる。

(3) IAEA 情報整備

国際原子力機関 (IAEA) 廃棄物安全基準委員会 (WASSC) 等を対象として、放射性廃棄物処分に関する検討状況を把握するとともに、関連文書の網羅性を確認しつつ、新たな出版物等を対象として概要を取りまとめる。

(4) EU 情報整備

放射性廃棄物・使用済燃料の安全管理等に関する高官レベルグループの動向を中心として最新の情報を追跡し、情報を整理する。また、併せてEUの研究フレームワークプログラムである Horizon2020 に着目し、同プログラム内での欧州原子力共同体 (EURATOM) による放射性廃棄物・使用済燃料の安全管理等に関する研究について調査し、概要を取りまとめる。

2.8.2 海外情報収集データ整備

海外情報収集として下記の5ヵ国から提供された情報収集報告書(進捗、個別テーマ、資金管理、法制度、政策課題、広報・理解促進活動等)について、含まれる技術情報や法制度情報等の専門性に配慮しつつ、翻訳を実施し、技術情報データベースに収納する情報として整備・登録する。

- ・フィンランド Posiva Solutions 社
- ・スウェーデン SKB 社
- ・フランス ANDRA
- ・スイス NAGRA
- ・ドイツ BGE Technology 社

2.9 成果品

請負人は、本調査の成果品として、以下を提出するものとする。

- ・成果報告書(くるみ製本 1部) 平成31年3月29日まで
- ・成果報告書電子データ 平成31年3月29日まで

2.10 その他

1. 調査の実施に必要な条件は別途提示するものとする。また、関連する成果のうち当センターにおいて明らかにされているものについては協議の上別途提示するものとする。
2. 本調査において入手した図書、資料等に関しては、その内容により当センターと協議の上、その全部又は一部を報告書に添付するものとする。

以 上